

「千葉県動物愛護センター収容動物管理・育成訓練業務委託」

プロポーザル募集要項

1 目的

この要項は、「千葉県動物愛護センター収容動物管理・育成訓練業務委託」プロポーザル募集の内容について、必要な事項を定めるものとする。

2 募集対象業務名

千葉県動物愛護センター収容動物管理・育成訓練業務

3 企画提案の概要

別紙「千葉県動物愛護センター収容動物管理・育成訓練業務委託仕様書」のとおり

4 業務委託の上限額

年間予算額 22,967千円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記委託金額の上限は、令和8年2月定例千葉県議会において、令和8年度当初予算案が成立することを前提としたものである。このため、予算不成立の場合は、募集や審査を中止したり、契約締結しない場合がある。その場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担とする。

5 委託期間及び委託場所

(1) 委託期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 場 所：①千葉県動物愛護センター

千葉県富里市御料709-1

②千葉県動物愛護センター東葛飾支所

千葉県柏市高柳1018-6

6 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 千葉県物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に登録された者であること。

(3) この公告の日から本件業務の決定の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれていないこと。

(4) この公告の日から本件業務の決定の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領（平成23年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) その他委託業務を適切に遂行できる体制を有していること。

7 説明書の交付期間等

- (1) 交付期間：令和8年2月2日（月）から同年2月10日（火）
　　閉庁日（土、日、祝日、年末年始）を除く、午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所：千葉県動物愛護センター愛護管理課
　　〒286-0211 千葉県富里市御料709-1
　　電話0476-93-5711、FAX0476-93-5326
- (3) 交付方法：1者につき1部を無料で交付する。
　　なお、郵送及びファクシミリを用いた送信等による交付は行わない。

8 説明会の日時及び場所等

- 本業務についての説明会を次の日程のとおり開催する。
- (1) 日 時：令和8年2月4日（水） 午後3時00分から
- (2) 場 所：千葉県動物愛護センター 多目的ホール
- (3) 連絡先：7（2）と同じ
　　なお、説明会に出席しない場合でも、当該業務への応募は可能とする。

9 応募方法等

- 本業務の応募にあたっては、提案書を提出すること。
- (1) 提出期限：令和8年2月18日（水）
- (2) 提出場所：7（2）と同じ
- (3) 提出方法：持参、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、受付は、令和8年2月2日（月）から令和8年2月18日（水）まで（閉庁日（土、日、祝日）を除く。）の午前9時から午後5時までの間に行う。郵送の場合にあっても、簡易書留郵便等により、令和8年2月18日（水）までに到着したものに限り受け付ける。
- 提出先電子メールアドレス：aicho@mz.pref.chiba.lg.jp

（4）提出書類及び提出部数

- ア 提案書 5部（正本1部、副本4部）
　　なお、電子メールで提出する場合の電子ファイルは正本1部のみでよい。
- イ 6（2）の応募資格を確認できるもの（有効期間中の入札参加資格決定通知書の写し）

10 提案書の作成方法等

（1）提案書の体裁

- ア 構成
　　表紙、目次、提案内容、裏表紙
　　※ 提案者の名称は、正本の表紙を除き、提案書に一切記載しないこと。
- イ まとめ方

- ・提案内容については、両面コピーで可。文字は12ポイント。
- ・用紙は再生紙可。文字、図等は白黒で可。
- ・正本（1部）については袋とじ。
- ・副本（4部）は容易に散逸しない程度のクリップ止めで可。製本、割り印不要。

（2）提案書の詳細

ア 表紙

- ・A4判縦置き（横書き、左綴じ）、1枚
- ・宛名「千葉県知事」
- ・タイトル「千葉県動物愛護センター収容動物管理・育成訓練業務提案書」
- ・提出年月日
- ・法人にあっては会社名又は団体名、個人にあっては代表者名
- ・「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先

イ 目次

目次は、提案項目が何頁に記載されているかわかる程度で可。

ウ 記載方法

提案書の様式は任意であるが、用紙はA4判とする。

正本の表紙を除き、提案者名の記載や提案者を表すロゴなどの表記は一切行わないこと。

枚数は制限なし。各用紙には頁番号を付すこと。

エ 提案内容

別に定める「千葉県動物愛護センター収容動物管理・育成訓練業務委託仕様書」による。

オ 裏表紙

あれば可。

（3）提案書作成上の留意事項

ア 今回の提案は、あくまで受託事業者選定の審査材料とするもので、提案書に基づき、そのまま業務を了承するものではないので留意すること。

イ 作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。

ウ 電子メールで提出する場合は、資料を印刷する順番でファイル名の先頭に01,02～の番号を付した上で文書名をつけ、zipファイルにして送信すること。なお、ファイルサイズが7MBを超える場合は県側で受信できないため、より小さい容量のファイルに分割して送信すること。

エ 各文書のファイル形式は、ワード・エクセル・パワーポイント・PDF・jpgとすること。ワード・エクセル・パワーポイントの場合、PCの環境によって見え方が異なる場合があることに留意すること。（1ファイルにつき、元のワードファイルとPDFに変換したファイルと両方を送ってもかまわない）。また、特殊なフォントや機種依存文字を使用した場合、県では読めない場合があることに留意すること。

オ メールで応募後、県から連絡がない場合には、応募書類が届いているか県に確認

すること（電子メールで応募した場合は、事務局で確認次第、電子メールで返信する。）

1.1 提案書作成に係る質問及び回答等

（1）質問方法

説明会以外で質問する場合は文書を作成すること。提出方法は持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法とする。ただし、持参以外の場合には、必ず電話により着信を確認すること。

なお、質問にあたっては、回答先の担当部署、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスの記入を忘れずに記載すること。

ア 質問の担当

千葉県動物愛護センター 担当：草野

〒286-0211 千葉県富里市御料709-1

電話0476-93-5711 FAX0476-93-5326

電子メールアドレス：aicho@mz.pref.chiba.lg.jp

イ 質問の受付期間

令和8年2月4日（水）から令和8年2月9日（月）まで（閉庁日（土、日、祝日、年末年始）を除く。）

受付時間は、持参の場合、午前9時から午後5時までの間に行う（2月9日は正午まで）。ただし、郵送の場合にあっては、簡易書留郵便等により、令和8年2月9日（月）までに到着したものに限り受け付ける。

（2）回答方法

質問を受理した日から原則5日以内（閉庁日（土、日、祝日、年末年始）を除く。）に、質問者へ電子メール、FAX等により回答するとともに、以下、ア～ウにより閲覧する。

ア 閲覧場所：千葉県動物愛護センター 管理棟事務室

千葉県健康福祉部衛生指導課公衆衛生獣医班（千葉県庁本庁舎11階）

イ 閲覧期間：回答の翌日から提案書の提出期限の前日まで（閉庁日（土、日、祝日、年末年始）を除く。）

ウ 閲覧時間：午前9時から午後5時まで

なお、説明会における口頭の質問に対する回答内容についても同様に閲覧する。

1.2 選定について

（1）選定方法

別に設置する「千葉県動物愛護センター収容動物管理・育成訓練業務委託選定委員会」（以下「委員会」という。）において最優秀提案者を選定する。

なお、審査にあたっては、ヒアリングを実施するものとし、日程等については参加資格を有する提案者に別途通知する。（2月下旬に開催予定）

（2）審査基準

審査にあたっては、別紙「千葉県動物愛護センター収容動物管理・育成訓練業務委

託提案書の審査に係る評価基準」に基づき評価する。

(3) 審査結果

審査結果は、応募者（提案書提出者）全員に郵送で通知する。

1 3 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- (3) 同一の提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (4) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又は金額を訂正した見積りをしたとき。
- (6) 上に掲げるもののほか、提出書類に重大な記載不備により、千葉県が無効であると判断したとき。

1 4 委託契約

(1) 契約手続

ア 本件業務の仕様は、受託候補者からの提出書類等を基に確定する。ただし、本件業務の目的達成のために必要と認められるときは、千葉県と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更する場合がある。

イ 千葉県は、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）に基づいた契約手続により、確定した仕様による見積書を受託候補者から徴し、千葉県が定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

(2) 委託保証金

受託候補者は、契約にあたって、千葉県財務規則第99条の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、千葉県財務規則第99条第2項の規定により契約保証金は免除することができる場合がある。

(3) その他

本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

1 5 その他留意事項

(1) 提案書に要する経費は全て応募者の負担とする。

(2) 当該業務委託に係る契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日（火）までに千葉県議会で可決された場合において令和8年4月1日（水）に確定させる。本委託契約が無効となった場合においても、当該応募に係る経費に対し県は補償しない。

(3) 提出のあった書類等については返却しない。

(4) 提出された書類等は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。

- (5) 提出された書類等は必要に応じて複写する。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。

別紙

○千葉県財務規則（昭和39年3月31日規則第13号の2）

千葉県財務規則

（契約保証金）

第九十九条 契約担当者は、契約の相手方をして、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者として履行保証保険契約を締結したとき。

二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他の予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

三 令第百六十七条の五及び第百六十七条の十一に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

六 契約の履行が確実な相手方と随意契約を締結する場合において、契約金額が百万円を超えないとき又は契約の性質により契約保証金を徴する必要がないとき。

七 国又は公法人若しくは公益法人と契約をするとき。

3 契約保証金は、国債証券、地方債証券、その他確実と認められる担保の提供をもつてこれに代えることができる。

4 前項の国債証券及び地方債証券はその額面金額により、その他のものは額面金額の十分の八以内（確実と認められる金融機関が振り出した小切手にあっては、小切手金額）をもつて換算するものとする。

一部改正〔昭和四二年規則二九号・四三年七六号・五三年二四号・六〇年六〇号・六三年三四号・平成六年二五号・七年一〇二号・八年三二号・一三年七一号〕